

第4次

池田町教育基本計画

計画期間

平成28年度（2016年度）～平成32年度（2020年度）



「池田町教育の日」
普及啓発シンボルマーク
(平成25年度制定)

北海道池田町教育委員会

発刊のことば



池田町教育委員会 教育長 田中 功

教育基本法が昭和22年に制定されてから70年となります。個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間育成の理念は変わりませんが、幾多の変遷を経て現在に至っております。本町においては少子高齢化による活力の低下など、社会生活に多くの影響を及ぼしており、乗り越えていかなければならない課題があります。

こうした状況の中、人びとの個性や能力を伸ばし、地域の発展を支える基盤となる教育の重要性が改めて認識されています。人づくりである「教育」は本町の活力、発展の礎をなすものであります。池田町の未来を担う子どもたちに確かな学力、豊かな心、健やかな体、いわゆる「知」「徳」「体」3様のバランスのとれた『生きる力』の育成に向けて、更なる取組が必要となっております。

池田町においては平成23年度に策定された「池田町第4次総合計画」が平成28年度から後期基本計画として取り組むことと同じくして、教育基本計画は第4次計画として5カ年の取組を行います。次代を担う子どもたちの教育や町づくりに対して、町民総ぐるみで考え、行動できる環境を整え、「すべては池田の子どもたちのために」教育の充実と発展を目指し、家庭、学校、地域、行政が一体となって具体化を図り、基本計画にあげる課題改善を図るよう進めていきます。

学校教育そして社会教育の計画実践にあたっては、適切な情報公開と説明責任を果たすことで臨み、計画目標の達成にあたりたいと思います。町民の皆様には多くの場面でお力添えを戴くことがあると思いますが、池田町教育の発展にご理解とご協力をお願い致します。

池田町教育基本計画

目 次

1. 教育をとりまく現状	3
2. 池田町の教育目標	4
3. 池田町の教育課題と施策	6
1) 学校教育	
(1) 学校経営	6
(2) 学習活動	7
(3) 道徳教育	8
(4) 特別活動	9
(5) 生徒指導	10
(6) 健康・安全教育	11
(7) 食育の推進	12
(8) 特別支援教育	13
(9) 複式教育	14
(10) 高校教育	16
2) 社会教育	
(1) 幼児教育	17
(2) 少年教育	18
(3) 青年教育	19
(4) 成人教育	20
(5) 高齢者教育	21
(6) 家庭教育	22
(7) 社会体育	23
(8) 芸術・文化	24
(9) 郷土歴史教育	25

1. 教育をとりまく現状

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成27年4月より教育の政治的中立性と持続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化やいじめ問題に迅速に対応する危機管理体制の構築など、首長と教育委員会の連携強化とともに地方に対する国の関与の見直しを図るために制度の抜本的な改革が行われました。

具体的には、教育長と教育委員長を統合した新たな「教育長」の創設や、首長が主宰する「総合教育会議」の設置が改正の柱となります。

このような中、学校教育においては、学習指導要領の基本的なねらいである「生きる力」を身につけるための知の側面として「基礎学力の定着」と「確かな学力」の育成のための取組充実が求められています。そのためには「わかる楽しい授業」づくりに向けて一層の指導工夫改善や指導力の向上が求められており、授業において児童生徒が「わかる喜び」「学ぶ楽しさ」を体感することが大切であると言われています。

また、子どもたちが「生命を大切に作る心」や「他人を思いやる心」を育成し、善悪を判断する規範意識などの道徳性を身につけることはとても大切なことです。特別な教科としての「道徳」が小学校では平成30年度、中学校では平成31年度から正式に実施されるにあたり、あらためて人間尊重の精神と生命に対する畏怖の念を家庭、学校、地域における具体的な生活の中に生かしていくことが大切と言われています。このため教育活動全般で道徳教育の充実を図る必要があります。あわせて、「いじめ」や「不登校」については、オール池田として危機管理意識を共有することで未然防止に努めていく必要があります。

誰もが健やかにいきいきと暮らし充実した人生を送るために社会教育では、町民の心を豊かにし地域社会に活力を与える文化活動や子どもたちの健全育成や各種体験活動の充実はもとより、生涯にわたって自ら学習し社会の変化に対応できるよう、自発的な意思で行う「生涯学習」の推進や子どもから高齢者まで幅広い世代のニーズに応じた学習環境づくりが必要です。

これら家庭・学校・地域と協働して確かな教育行政を進めることが新しい時代を担う力を育むこととなります。

2. 池田町の教育目標

(1) 教育基本計画策定の趣旨

人びとが生涯にわたって充実したいきがいのある生活を送るため、自主的な学習が大切になっています。そのために家庭・学校・地域や、行政・民間などが持つ教育機能を総合的に整備することが必要になっています。

そこで、学校教育と社会教育の連携・融合の必要性が高まり、総合的視点から本町における教育の振興を目的に、この計画を策定しました。

(2) 教育目標

教育目標は、池田町民の願いである町民憲章と総合計画の基本理念をいっそう推進するために制定しました。

〈教育目標〉

知性を磨き 身体を鍛え 文化を育み 豊かな郷土を築こう

この目標を達成するために、学校教育、社会教育、一般行政などで行われる教育的事業と連携、協力を図りながら調和と統一のとれた教育を推進しなければなりません。

(3) 学校教育目標

子どもたちが将来自立して幸せな人生を実現することができるよう、社会で生きる実践的な力を身につけさせることが必要です。池田町の教育をいっそう充実、発展させるために、学校教育目標を次のように制定しました。

〈学校教育目標〉

- ☆ 確かな 学力と 知識を 身につける。
- ☆ すこやかな 体と 精神を はぐくむ。
- ☆ 豊かな感性と 創造力を 育てる。
- ☆ 自主的な 判断力と 行動力を やしなう。
- ☆ 明るく 豊かな 郷土を 築くことに つとめる。

(4) 社会教育目標

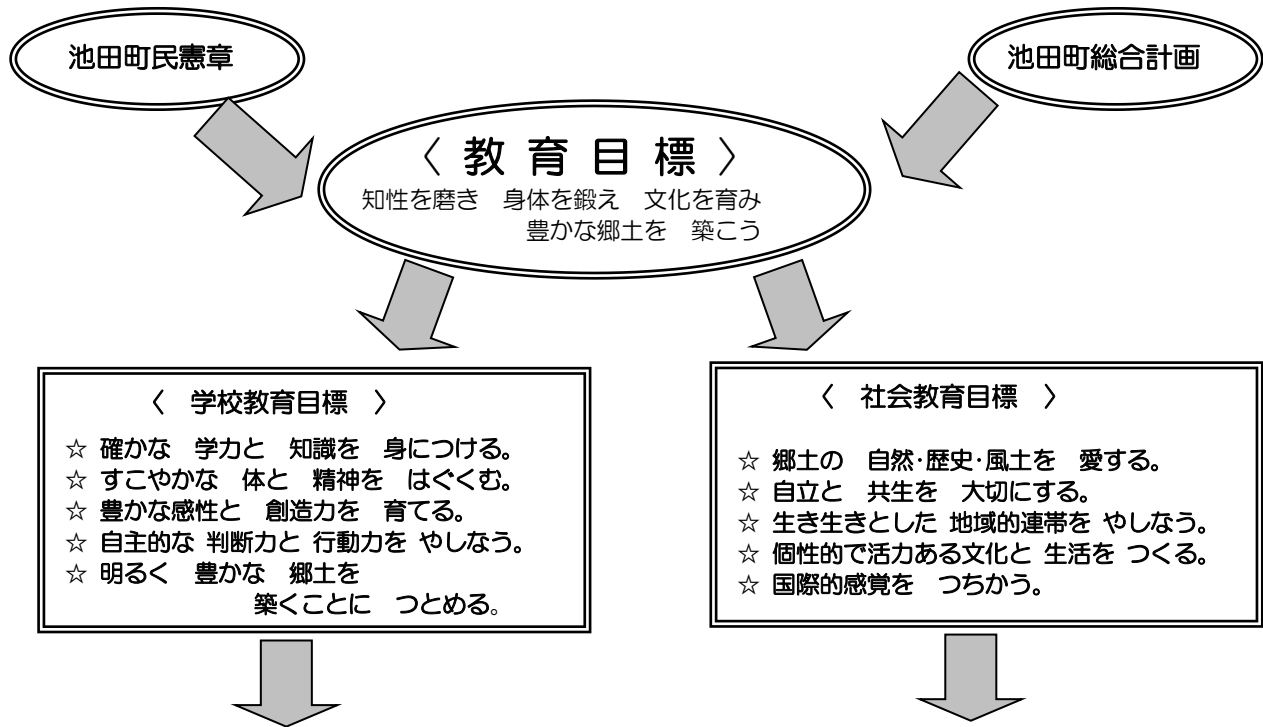
ふるさとの自然や社会とそこで培われた歴史と伝統を愛し、たくましく自立し、共に生きる心と連帯感を培うことが大切です。また、豊かな国際感覚を養うことや自ら考え判断する個性的で活力ある人間形成を目指して学習することが必要です。

池田町の教育をいっそう充実、発展させるために、社会教育目標を次のように制定しました。

〈社会教育目標〉

- ☆ 郷土の 自然・歴史・風土を 愛する。
- ☆ 自立と 共生を 大切にする。
- ☆ 生き生きとした 地域的連帯を やしなう。
- ☆ 個性的で活力ある文化と 生活を つくる。
- ☆ 国際的感覚を つちかう。

◀ 教育基本計画の構図 ▶



領域	課題
学校経営	地域を生かした 活力ある経営
学習活動	一人ひとりの良さを生かし 自ら学ぶ子どもの育成
道徳教育	豊かな心の育成と基本的生活習慣の確立
特別活動	子どもの主体的な活動を重視し 実践力を培う
生徒指導	生徒指導の機能を生かした 自己指導能力の育成
健康・安全教育	自他の生命を尊び 健康・安全保持の育成
食育の推進	食から学ぶ 健康で豊かな生活 郷土の文化・産業
特別支援教育	一人ひとりの障がいを把握し たくましく生きる力の育成
複式教育	小規模学校の特色を生かした 教育活動の創造
高校教育	地域に根ざした特色ある教育の充実・発展

領域	課題
幼児教育	子どもや保護者が手軽に集える学習機会の充実
少年教育	地域の子どもの実態に即した学習機会と指導者の充実
青年教育	職種を超えた魅力ある青年活動と学習プログラムの充実
成人教育	心豊かに生きるための学習機会の充実
高齢者教育	社会参加を促進し いきがい探いを支援する 体制の整備
家庭教育	しつけや日常の基本的生活習慣を身につける家庭教育の充実
社会体育	多様なスポーツの普及と 環境の整備
芸術・文化	潤いのある生活のための 文化活動の充実
郷土歴史教育	郷土の歴史や文化を理解し 尊重する豊かな郷土愛を培う

3 池田町の教育課題と施策

1) 学校教育

(1) 学校経営

地域を生かした 活力ある経営

現 状

学校の教育目標を具現化するために、子どもの側に立った教育を創造的に計画し、実践し、評価していくことが学校計画の基本になります。池田町においても特色ある学校づくりとして、「地域学習」、「地域公開参観日」など、それぞれの学校が多様な教育活動を推進しています。

これらの特色ある教育活動は、地域に開かれた学校として子どもたちや地域の人たちからその成果に注目が寄せられています。

課 題

学校経営は、地域の特性を生かし地域に根ざした教育活動を計画的に進めなければなりません。このため、地域と連携を図りながら、地域の素材や自然環境を生かした体験的学習や地域の人材を活用した学習活動が大切です。

学校は、関係機関との連携を図りながら自然体験、地域間交流、国際交流等を進め、子どもたちの豊かな心を育てることに大きな役割を果たしてきました。また、学力の向上（習熟度別、少人数指導）やいじめ・不登校への対応など、個に応じたきめ細やかな学習環境の充実、さらに学校評価を学校改善につなげるとともに、異校種間の連携や接続なども必要です。

施 策

学校経営は、地域の自然や産業、そして文化等の素材活用を図り、豊かな感性や自ら学ぶ意欲を持つ子どもたちを育てることが必要です。

- ① 教育課程の適正な管理
- ② 関係機関との連携協力と情報交流の推進
- ③ 地域の特性や人材の活用による教育活動の推進
- ④ 地域を生かした体験的学習の充実
- ⑤ 少人数学級の特性を生かした学校教育の創造
- ⑥ 学校評議員による外部評価の充実
- ⑦ 幼保小中高等学校の連携と接続の推進

(2) 学習活動

一人ひとりの良さを生かし、自ら学ぶ子どもの育成

現 状

人間性豊かでたくましく生きる子どもを育てるために、基礎・基本を確実に身につけさせ、それを基に、自ら学び考え、実践する力など確かな学力を育むことが求められています。

このため、学校では様々な教育活動に力を入れています。特に情報活用能力の向上と情報モラルの徹底、英語指導助手を活用した英語・外国語活動、指導方法の工夫改善（T・T、少人数指導、習熟度別指導）による教育活動の充実に努めています。

また、教師の資質向上を図るため校内の研修活動の充実をはじめ、関係機関や先進地の研修・研究会に参加しています。

課 題

基礎・基本を確実に身につけさせ、自ら学び考え、実践する力など確かな学力を育むためには、一人ひとりの良さを生かし、自ら学ぶ意欲を高めていくことが大切です。

特に、小学校低学年では、具体物や操作的な活動を通して、関心や意欲を高める学習、中学校では個性を重視した教育を推進していくことが必要です。

子どもの学習意欲の向上を図るため、地域の自然や文化、優れた人材の活用を図り、学ぶ楽しさ、わかる授業づくりの実践に向けて、指導方法の工夫改善も進めなければなりません。

また、習熟度別指導の充実や自ら学ぶ教育の推進のためには、教師の専門性を高める自己研修や共同研究の充実をさらに図っていくことが大切です。

さらに子どもたちが互いに学びあうことができる、一定程度の集団形成による学習環境づくりが必要です。

施 策

学習活動の推進は、一人ひとりの子どもに応じた指導方法や指導体制が必要です。

- ① 子どもの実態や個性に応じた多様な教育活動の展開。
- ② ICT等の積極的な活用
- ③ 読書活動の充実
- ④ 校内共同研究の改善・充実及び研究会等への積極的な参加
- ⑤ 学校教育推進研究会の研究活動の充実
- ⑥ 町立教育研究所の調査・研究の充実
- ⑦ 外国語指導助手の活用
- ⑧ 学習内容を確実に習得させる学習過程の重視と定着
- ⑨ 全校体制による学習規律の確立と落ち着いた学習環境づくり
- ⑩ 補習学習のサポートの実施と加配教員、臨時教員、学習支援員などの効果的な活用
- ⑪ 家庭学習の手引きや学習計画を活用した家庭学習の習慣化

(3) 道徳教育

豊かな心の育成と 基本的な生活習慣の確立

現 状

子どもの規範意識や倫理観などが問題とされ学校や家庭、地域のあり方が問われています。

このため、より良く生きるための基盤となる道徳性を養うために、道徳的判断力・心情・実践意欲と態度を培い、人間尊重の精神と豊かな心を育むことが必要です。

学校には、いじめや不登校等の現象が見られます。これらが起きる原因はいろいろな要素が複雑に絡み合っています。解決に向けて学校をはじめ関係機関、カウンセラー等の協力が欠かせません。また、日常生活習慣やしつけ、思いやりや生命を大切に作る心、忍耐力などを培う取組を進めています。

課 題

子どもの心を育てる道徳教育は、学校の全教育活動を通して取り組む意図的・計画的な「道徳的な実践力」の指導が必要です。「特別な教科である道徳（道徳科）はその要としての役割を果たし、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を育てることが求められています。

家庭教育を基盤として育まれる子どもの心は、教師との触れ合いや信頼関係を通して確立されていきます。また、子どもたちの豊かな人間関係をつくるために、各教科指導を中心に生徒指導や進路指導にも力を入れ、道徳的な実践力を培うことが必要です。

豊かな心や基本的な生活習慣を培うために、家庭教育との連携、協力は欠かせません。また、「私たちの道徳」など教材の効果的な活用や体験活動により、道徳の実践力を高めることが大切です。

さらに、いじめや不登校の未然防止と早期発見・解消に向け、関係機関との組織的な連携が必要です。

施 策

人間性豊かな子どもの育成は保護者をはじめ町民全体の願いです。このため、学校における道徳教育の一層の充実と家庭、地域との連携・協力を図り、きめ細やかな指導が大切です。

- ① 道徳教育の全体計画や年間指導計画の改善、充実
- ② 教育活動全体を通じて児童生徒の発達段階や特性を踏まえた指導方法の改善
- ③ 規範意識や倫理観の高揚
- ④ 家庭や地域との連携・協力
- ⑤ 「いじめ防止基本方針」に基づいた組織的な対応の強化
- ⑥ 「私たちの道徳」の活用と「特別な教科である道徳（道徳科）」の地域・保護者への公開

(4) 特別活動

子どもの主体的な活動を重視し 実践力を培う

現 状

児童会（生徒会）活動や学級活動は、学校生活の充実、向上を図り、好ましい人間関係の醸成、基本的なモラルや社会生活上のルールの習得を目指しています。また、集団の一員としてより良い生活を築くために自主的、実践的な態度を育てる活動もしています。

学校行事は、入学式、卒業式等のように学校が主体性を持つものと、学習発表会や文化祭のように子どもたちが主体性を持って行うものがあります。どの行事にも子どもの自主的な関わりを大切にしながら実施しています。

課 題

子どもたちが自主的に楽しく充実感・成就感の持てる学校生活を送れるようにするためには、子どもたちの発達段階に応じた自主的、実践的な態度を育てることが大切です。

このため、学校の実態に応じた弾力的な計画と指導体制の確立、教師の専門性の向上が課題となります。

また、学校行事や学校外の諸行事との調和を図ることも必要です。

施 策

自主的、実践的な態度を育てるためには、指導内容の充実を図ることが必要です。

- ① 特別活動の全体計画の改善、充実
- ② キャリア教育の充実
- ③ 子どもの主体性を生かした学校行事の改善、充実

(5) 生徒指導

生徒指導の機能を生かした 自己指導能力の育成

現 状

生徒指導を進めるにあたっては、児童生徒が自発的に思考し、判断し、決断し責任を持って行動して、自らの目標を達成することができるようにすることが求められています。

このため、学校では、生徒指導交流会や児童理解交流会、教育相談、進路指導などを通して児童生徒の人格の発達を促す積極的な生徒指導を推進しています。また、情報化社会の進展による携帯電話やパソコンの普及に伴い、ネットトラブルやいじめにつながる状況も発生しています。

さらに様々な要因により不登校となった児童生徒への支援が必要となっています。

課 題

学校は児童生徒にとって楽しく学び、いきいきと活動できる場であることが大切です。

このため、児童生徒一人ひとりの個性の伸長を図りながら、社会的な資質や能力、態度を育成し、将来において自己実現できるよう指導、援助することが必要です。一方、児童生徒を取り巻く社会環境の急激な変化や家庭・地域の教育力の低下などは、児童生徒の問題行動が顕在化する要因の一つとなっています。特に「いじめ」「不登校」「小1プロブレム」「中1ギャップ」「ネットトラブル」「情報機器等の活用」「児童虐待」「薬物乱用防止」などへの適切な対応が急がれます。

今後も児童生徒の問題行動が多岐にわたることが予想されるため、生徒指導体制や教育相談体制の改善・充実を図るとともに、いじめなどの未然防止や早期発見・早期対応、健全育成を推進する地域のネットワークづくりと行動連携の推進を図るのも大切です。

また学校は、児童生徒と教師の人間関係を基盤として、一人ひとりの良さや可能性を伸ばす積極的な生徒指導を推進していくことが必要です。

施 策

学校は、児童生徒が安心して学ぶことができるよう日ごろから教育相談的手法を生かし、共感的理解のもと教育活動の改善充実が必要です。

- ① 生徒指導全体計画の改善充実
- ② 生徒指導体制の改善充実
- ③ 生徒指導の機能を生かした教育活動の充実
- ④ 関係機関との情報、行動連携にむけたネットワークの整備
- ⑤ 児童生徒理解、教育相談などガイダンス機能の充実
- ⑥ 進路指導や「生き方」指導の充実
- ⑦ 教職員の資質向上と事例研究など実践的研修の充実

(6) 健康・安全教育

自他の生命を尊ぶ 健康・安全保持の育成

現 状

学校は、子どもたちの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行うところであるため、安全で安心な教育環境を整えることが重要です。

このため、学校では体力・運動能力の向上、心と身体の健康問題への対応、登下校時を含めた学校における安全確保等について、様々な取り組みを行っています。

課 題

生涯にわたる健康の基礎を培うために、発達段階に応じた食育の推進や薬物乱用、喫煙、飲酒予防等、健康問題、性に関する情報について正しい知識と予防の習慣を身につけることが大切です。

現状では全国同様、子どもの体位は著しく向上していますが、運動能力や体力がこれにともなっていないという実態があり、生活・運動習慣の見直しが必要です。

また、近年増えている不審者や災害発生時の対応など、自ら身を守る訓練を通し、危険回避能力や防災意識を高めていくことが必要です。さらに、性に関する誤った情報があふれる中、精選・重点化した性教育のあり方の検討が必要です。

また、体力・運動能力の向上のために、今後子どもの遊びの充実や教育活動に一層の工夫が必要となります。

施 策

将来を見据え、子どもたちのたくましく生きる力を育てるために、食に関する教育を推進するとともに生命尊重を基盤とし、発達段階に応じた危険予知・安全確保・危険回避能力の育成を図っていくことが必要です。

また、生涯にわたって積極的に身体を動かすことができるよう運動に親しむ機会を作るとともに、将来の基礎となるスポーツ活動への実践能力を高めるために指導の充実を図ることが必要です。

- ① 生涯の生活を支える健康教育の充実
- ② 自他の生命を尊ぶ、安全教育と性教育の充実
- ③ 体力・運動能力テストの全学年実施と効果的な活用
- ④ 運動習慣づくりに向けた具体的な取り組みの実施

(7) 食育の推進

食から学ぶ 健康で豊かな生活 郷土の文化・産業

現 状

食生活が豊かになった反面、偏った栄養の摂取、生活習慣病の増加や若年齢化等、食に関する新たな健康課題が増加しています。また、欠食やダイエット、孤食等、食生活の乱れも問題となっています。それに対し、小中学生のうちから適切な食習慣を身につけるために、学校給食の役割は大きく、社会から期待されています。

児童生徒が適切な食習慣が身につくよう、学校給食をめぐる情勢も大きく変化し、「栄養改善」から「食育」へと方向転換され、学校栄養職員の職務に教育的資質を加えた栄養教諭制度も創設され、学校給食の教材としての機能を最大限に引き出すうえで最も重要な役割を担っています。

衛生面においては、学校給食衛生管理基準が施行されより厳しい衛生管理が求められています。

課 題

地元食材を積極的に取り入れながら学校給食の食事内容の充実を図り、食を通して地域産業や食文化の理解を深めることが大切です。また、児童生徒が食に関する正しい理解と食習慣を身につけるため、食育指導や栄養等の情報提供など、栄養教諭を中心に食育の推進を図る必要があります。

老朽化した施設は、安全安心な新施設として学校給食衛生管理基準に適合するよう改築されます。新施設では、一層衛生管理の徹底に努める必要があります。

施 策

成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため栄養バランスのとれた豊かな食事を提供し、食の大切さや食にかかわる人々のさまざまな活動への理解など食育のさらなる推進を図る必要があります。

- ① 健康で豊かな食生活を支える食育指導の充実
- ② 地域の食習慣・産業に対する児童生徒の理解の増進
- ③ 給食施設の衛生管理の徹底

(8) 特別支援教育

一人ひとりの障がいを把握し たくましく生きる力の育成

現 状

特別な教育的支援が必要な子どもたちが、町内それぞれの学校で将来の社会参加や自立を目指して学んでいます。そして、通常学級との交流学习を積極的に取り入れ、他人を理解し、自己をしっかり見つめ、社会性を培い、自立に向け取り組んでいます。

心身の障がいは早期発見、早期教育が望ましいため、保健福祉課との連携を図りながら一人ひとりの状況に応じた指導や3歳児健康診断、就学時健康診断で発達の検査も行っています。

課 題

特別支援教育は、一人ひとりの教育的ニーズに応じた「個別の指導計画」の適正実施と管理や個に応じたきめ細やかな指導が重要です。

このため、教師の専門的な知識や指導技術が不可欠であり、研修を通して、専門性を高めると共に様々な指導事例の交流を図り、多様な指導方法を身につけることが必要です。

一方、障がいの早期発見、早期教育が望まれるため、保健センター、保育園・幼稚園等、関係機関との協働が不可欠であり、育児教室や相談システムの一層の充実が望まれます。

また、特別支援学級には在籍していないが、配慮すべき児童生徒への個別の教育的支援が大切です。そのため特別支援教育についての認識を深め、障がいの種類と程度に応じた教育から、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育への転換のため、支援員の配置を行っており、更なる充実が必要になります。

施 策

心身に障がいのある子どもたちの社会参加と自立を促すために、高い専門性を持った教師による指導体制と充実した教育環境の整備を図る必要があります。

- ① 一人ひとりの教育的ニーズに応じた「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」の作成と活用
- ② 多様な指導に対応した教材・教具の充実
- ③ 教職員の資質向上と研修活動の推進
- ④ 特別支援教育に対する啓発活動の推進
- ⑤ 学習環境の改善・充実
- ⑥ 教育支援委員会の機能の充実
- ⑦ 幼保小中学校による特別支援児童の情報交流

(9) 複式教育

小規模学校の特色を生かした 教育活動の創造

現 状

複式学校では、豊かな自然を生かした体験的学習や地域の人材を活用した特色ある教育活動を行い、複式校の持つ課題解決に努めてきました。

しかし、児童数の減少により、集団的な活動が困難なため、集合学習や交流学习などを行っています。

課 題

複式教育は、学級に在籍する子どもが少ないという特色を生かして、大規模校ではなかなか実践できないきめ細やかな教育活動を行ってきました。

しかし、子どもたちが互いに学びあうことができる、一定程度の集団形成による社会性の育成やコミュニケーション能力の向上を図ることが大切です。このため、豊かな自然環境を生かし、地域の人々や他校との連携を一層密にし、複式校に学ぶ子どもたち一人ひとりの個性を生かした教育の充実に力を入れることが必要です。

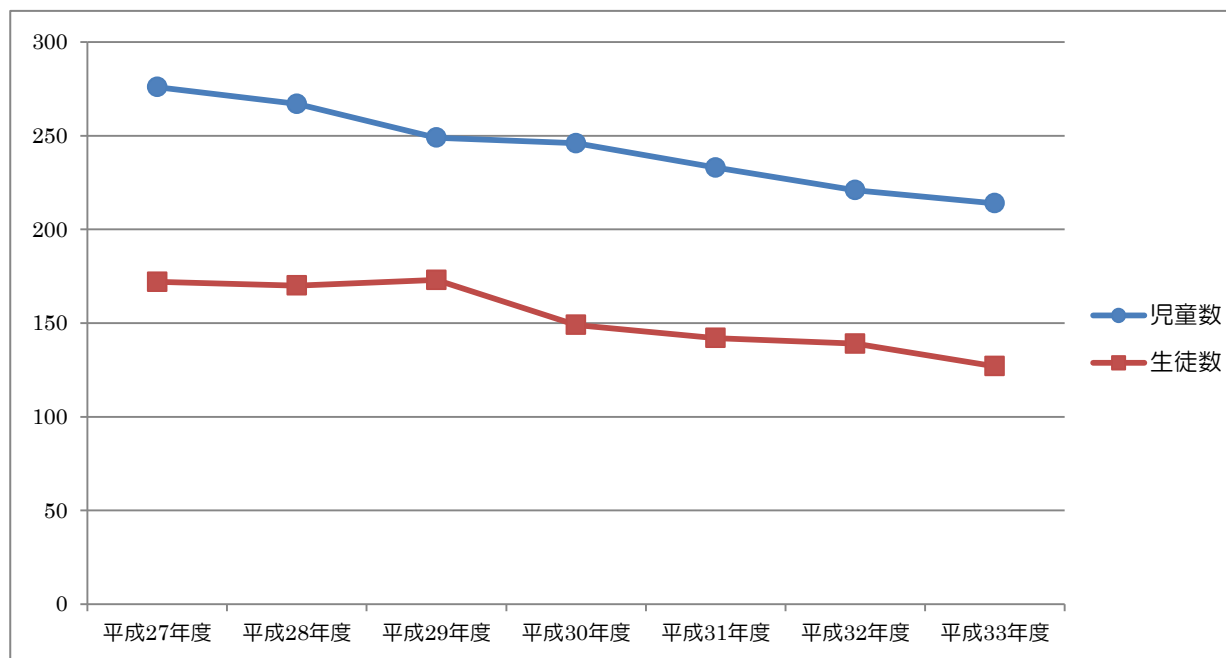
施 策

社会の変化に対応し人間性豊かでたくましい子どもの育成を図るため、小規模校の特性を生かした教育活動を進めます。

- ① 複式教育の利点を生かした経営の改善・充実
- ② 一人ひとりの個性や能力に応じた教育活動の一層の推進
- ③ 集合学習や交流学习の充実
- ④ 学年別指導の充実

池田町の児童生徒数の推移

池田町の児童生徒数は年々減少しています。このため、学校規模の適正化を考慮していくことも必要です。



(10) 高校教育

地域に根ざした特色ある教育の充実・発展

現 状

本町には道立池田高等学校があります。これまで約1万4千3百人の有為な卒業生を輩出し、全国各地で活躍しています。

池田高校は平成15年度より普通科から総合学科へと学科転換を図りました。自らの人生を自らの手で切り開いていく力を育み、生徒一人ひとりの目標に合わせた進路の自己実現できるように支援することをねらいとしてスタートしました。本町をはじめ近隣の市町村及び管外から多くの生徒が校訓「創造・実践」のもとで学んでいます。

また、社会の変化に適切に対応し、人間性豊かに、たくましく生きる生徒の育成に努めています。さらに、カナダのペンティクトン市、サマーランド市の高校3校と姉妹提携を結び、国際理解教育にも力を入れています。

課 題

高校教育にとって、生徒の実態をしっかり把握し、地域に根ざした教育の充実・発展が重要です。

北海道では、高等学校進学希望者数に見合った定員を確保することを基本として、学校規模の適正化を図るために公立高等学校配置計画を策定しています。

今後も少子化が進む中、町や地域社会・同窓生・PTAなどとの連携を図りながら高等学校の教育を一層充実し、特色ある教育内容の充実に努める必要があります。さらに、小・中学校とも連携を深め、相互理解を図り、スポーツやボランティア活動の交流を進めることが必要です。

施 策

自ら学ぶ力など「生きる力」を育み、生徒一人ひとりの進路実現のための支援と、個性豊かな高校生を育成するため、特色ある高校づくりの支援に努めなければなりません。

- ① 国際理解教育の支援
- ② 高校教育の活動支援
- ③ P T A ・ 同窓会との連携並びに諸活動の支援
- ④ 町内小・中学校との連携強化を図る
- ⑤ 学校給食の提供

2) 社会教育

(1) 幼児教育

子どもや保護者が手軽に集える学習機会の充実

現 状

現在、乳幼児は大変少なくなってきています。

また、核家族化の傾向や隣近所との交流が少ないために、育児に関する具体的な助言や情報が少ない状況が生まれています。

幼児期は、人格の基礎が形成される時期で、親と密着した乳児期の生活から、友達との遊びや交流を通して情操や創造性、社会性を身につけていくとても大切な時期です。

町内には1つの幼稚園と2つの保育所があり、これらと保健センターやこどもセンター、教育委員会とが連携・協力しながら、幼児教育を推進しています。

また、町立図書館では、ボランティアなどの協力のもと、乳幼児やその保護者などを対象とした事業に取り組んでいます。

課 題

幼児は、心も体も急速に発達します。幼児の生活は遊びが中心になるため、充分遊ばせることによって身体の機能や知能の発達を促すことが大切です。

また、幼稚園や保育所では、集団の遊びや生活を通してルールを覚え、仲良くしたり我慢したりすることを身につけます。このため、幼稚園や保育所における幼児教育の充実のための支援を図ることが重要になります。

乳幼児期の教育に関する具体的な情報交流と学習機会の提供とともに教諭・保育士・保健師・関係者の連携を図ることが重要です。

さらに、子どもの読書活動は、言葉・感性・表現力・創造力を豊かなものにし、生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。そのために、乳幼児期から読書に親しむことのできる環境の整備を推進していくことが重要です。

施 策

子どもは遊びを通して心身を発達させます。物事への興味や関心、人との関わり合いを大切に、豊かな心を培うことが必要です。

- ① 幼稚園等における幼児教育への支援
- ② 幼稚園・保育所、小学校の連携の推進
- ③ 親子のふれあい学習等の推進
- ④ 読み聞かせやブックスタート事業等の推進
- ⑤ 子育て支援についての学習機会や情報交流の充実

(2) 少年教育

地域の子どもの実態に即した学習機会と指導者の充実

現 状

子どもの心身の健全な発達を図り、自主的・自発的なスポーツ・文化活動などを促進するため、学校をはじめ家庭や地域との連携を深めながら、諸施策を推進しています。

地域子ども会育成連絡協議会や小・中・高の連絡協議会等は、健全育成の啓発活動や指導体制の充実に努めています。

また、自然体験や文化体験の機会の充実を図るとともに、子ども会や少年団活動の支援を行い、心豊かでたくましい子どもの育成に努めています。

課 題

少年期における子どもたちは、知識・技能の習得をはじめ心身が急速に発達します。友情や正義を尊び、物事に熱中し、自らの人生を深く考えたり、社会のあり方に強い関心を持つ時期であり、適切な学習機会の提供や指導が重要となります。

しかし近年、家庭の教育力の低下や、地域における人間関係の希薄化等による地域の教育力の低下が指摘されています。学校・家庭・地域それぞれの教育機能の充実に努めるとともに、相互の連携を強化し、一体となって子どもの教育に取り組む環境づくりを進めていく必要があります。

そのための具体的な取組みとして、地域の方々など多様な主体の参画を得て、学校の授業・部活動・学校行事等の支援や、放課後や週末等における学習や様々な体験・交流・スポーツ・文化活動等の機会の提供などの取組みが重要となっています。

上記の取組みは、各種団体や指導者・ボランティアとの連携・協力体制のもと進めることが必要であり、これらの育成・支援に努めることが大切です。

施 策

学校・家庭・地域が一体となり、人間性豊かで個性的な子どもを育成するため、子どもがいきいきと学び遊べる環境づくりを進めます。

- ① 放課後や週末等における文化・スポーツ等の体験・学習機会の充実
- ② 他地域への派遣・交流事業の推進
- ③ 指導者・ボランティアの育成・支援
- ④ 子ども会活動の支援
- ⑤ スポーツ少年団活動の支援

(3) 青年教育

職種を超えた魅力ある青年活動と学習プログラムの充実

現 状

現在、本町の出生率は減少の一途をたどっており、過疎化現象や産業構造の変化により、青年人口の減少も続いています。

本町における青年団体としては、「商工会青年部」と農業青年を中心とした「青年団体連絡協議会」があり、青年相互の親睦を図っているほか、町づくりに寄与する活動を行っています。

課 題

社会の急速な変化に伴い、現代の青年の意識も大きく変化しています。

特に核家族化や個性化により、青年層の間で地域の連帯意識や異世代交流が希薄になっています。また、社会や経済にみる先行き不透明感は、精神的豊かさよりも物質的豊かさを求める傾向に拍車をかけ、同時に高学歴志向を生んでいます。

しかし、高齢化や国際化が進む今日、ボランティア活動や広い視野から社会の動きを見る傾向が生まれ、青年の社会意識に少しずつ変化が見られます。

また、最近の経済や生活環境の状況から「ふるさと指向」の傾向が見受けられます。

青年にとって魅力ある故郷づくりを進めるためには産業や経済の振興、そして地域に根ざした文化の振興を図り、魅力ある町づくりが重要です。

施 策

青年層に魅力ある地域づくりを進め、青年活動の活性化を図ります。

- ① 青年活動の活性化を図る支援や助言
- ② 職種を超えた魅力ある青年活動への支援
- ③ 青年層が参加しやすい事業の推進
- ④ 青年が故郷に集う場としての成人式の実施

(4) 成人教育

心豊かに生きるための学習機会の充実

現 状

学習活動やスポーツ活動は年々盛んになっています。しかし職業をもった成人の参加はなかなか難しい状況です。就労年代は家庭の生活を支える責任や職業活動の責任から自らの生活を顧みる余裕がなかったり、意識をしない傾向がありました。

しかし、社会の成熟化にともない、これまでの社会的傾向や家族意識、そして勤労者の労働意識が大きく変化し、日常生活にゆとりと充実を求める傾向がでてきました。

このような社会状況と意識の変化により、家族とともに行う軽スポーツや家族旅行、そして同好会や友人同士の学習、さらにはスポーツ交流が盛んになり、成人の学習意欲も次第に高まってきています。

課 題

社会の動向として、余暇時間の増大がますます進んでおり、その有効な活用を図らなければなりません。

これからは、活力を持ち充実した生活を送ることが男女問わず共通の課題になっています。特に、子どもの成長に関わる諸問題についての学習機会や情報交流がとても大切になっています。

就労年代の学習要求に適切に対応する体制づくりが重要な課題となっています。

町づくりの特色を生かした学習プログラムを検討し、学習環境を整えることが大切です。

施 策

この年代は、家庭生活や職業活動のなかで最も責任のある時期です。充実した人生を送るため学習環境を整えていくことが大切です。

- ① 各種文化講座やスポーツ教室などの学習機会の提供
- ② 遊ゆう大学の一部授業の一般への開放
- ③ 社会教育関係団体との連携・協力
- ④ 女性団体協議会等女性団体との連携・協力
- ⑤ 余暇活動の推進

(5) 高齢者教育

社会参加を促進し いきがい探しを支援する 体制の整備

現 状

本町では、昭和49年の「こだま学級」に始まり、「ふれあい学園」を経て、平成8年度から現在の「遊ゆう大学」を開設し、高齢者の学習機会の充実を図ってきました。遊ゆう大学には平成27年度現在で170名あまりの高齢者が学生として在籍し、年10回程度の授業を受講して学習を深めるとともに、クラブ活動や自主研修など自主的な活動も活発に行われ、高齢者同士の交流の場、趣味・活動の場としても大きな役割を果たしています。

また、ゲートボールやパークゴルフ、ペタンクなどの軽スポーツが普及したことで高齢者のスポーツ参加が進み、健康増進や交流に役立っています。

課 題

超高齢社会においては、高齢者は単に受け身の立場ではなく、社会を支える一員としての活動が望まれます。

そのためには高齢者の誰もが生きがいを持ち、社会参加活動を行えるような環境づくりが大切です。

高齢者が学び、交流し、その活動を広げていくための場として、遊ゆう大学の充実が必要です。

また、高齢者の持つ豊かな経験と優れた生活文化を次世代に伝えるため、世代間交流の場を広げていくことが重要です。

さらに、高齢者の健康増進や生きがいづくり、交流の場として、気軽に体を動かし楽しめる軽スポーツをこれからも推進していく必要があります。

施 策

高齢者が積極的に生活を創造するため、社会参加をする機会の充実が必要です。

- ① 遊ゆう大学の内容の充実
- ② 遊ゆう大学における自主活動の支援
- ③ 高齢者同士の交流を図る機会の拡充
- ④ 世代間交流を図る機会の充実
- ⑤ 気軽に体を動かし楽しめる軽スポーツの推進

(6) 家庭教育

しつけや日常の基本的な生活習慣を身につける家庭教育の充実

現 状

家庭教育は、主として保護者が子どもに対して、基本的な生活習慣・生活能力、社会規範、豊かな情操、他人に対する思いやりや自制心などを身につけさせるために行うもので、すべての教育の出発点です。

しかしながら、近年、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化など家庭を取り巻く社会状況の変化の中で、教育に対する自信を失い不安を抱く保護者や、社会の基本的ルールを守れない、良好な人間関係を築くことができない子どもが増加するなど、家庭の教育力の低下が指摘されています。

教育現場や家庭内においては、不登校や小1プロブレム、学級崩壊、ひきこもり、児童虐待などかつてはあまり目にする事のなかった事態が社会的問題となっています。

家庭は、次世代を担う子どもたちが、基本的な生活習慣はもとより、社会規範や自制心などを身につけるための“学びの場”であり、保護者自身も子育てを通じ、一緒に“成長していく場”でもあります。

子どもを取り巻く様々な課題を解決し、健全な子どもたちを育成するため、家庭教育の充実のための支援の重要性がこれまで以上に高まっています。

課 題

家庭と地域のつながりが少なくなっている状況の中で、かつてのような「地域による子育て」の意識は低下しています。核家族世帯の増加により、従来受け継いでいた子育ての伝承がうまくいかないという問題も起きています。地域と触れ合う機会の充実や次世代を担う子どもたちへの子育て伝承について考えていく必要があります。

また、ゲーム機やインターネットの普及などにより、子どもの遊びの質が変わり、外で自由に遊ぶ子どもの姿をあまり見かけなくなり、日常生活における様々な経験が不足している状況が見られます。地域全体で家庭を支えるという視点から、子どもやその家庭が様々な経験を積みながら安心して過ごせる環境づくりが求められます。

子どもの基本的な生活習慣の身につけさせ方、子どもとの関わり方や接し方などについて保護者が学ぶ機会として、PTAなどにおける学習活動の推進や気軽に参加できる学習の場の提供、関係機関の相談体制等の整備・充実を図ることが重要です。

施 策

保護者が自信を持って家庭教育を実践するためには、家庭教育について学び相談することができる場や機会を整備・充実することが必要です。

- ① 家庭教育の重要性の啓発及び情報提供の推進
- ② 家庭教育を充実させるための学習機会の提供
- ③ 子育てや家庭教育に関する相談・交流の場の充実
- ④ PTA活動における家庭教育に関する学習の推進

(7) 社会体育

多様なスポーツの普及と 環境の整備

現 状

本町では、多数のスポーツ団体が加盟している体育協会があり、それぞれの団体が自主的に日常活動や各種大会を開催し、スポーツの振興に大きな貢献を果たしてきました。また、スポーツ少年団に加盟している子どもたちも活発に活動しています。しかしながら、進展する少子化と高齢化などにより、これらの団体の構成員は減少傾向にあります。

世代や性別を超え手軽に行うことができるパークゴルフやペタンクなどの軽スポーツは、普及が進み成熟期を迎えています。地域や職場などコミュニティの活性化にも大きな役割を果たしています。

課 題

心身ともに健康で充実した生活を営むためには、生涯にわたり誰もが、それぞれの体力や年齢、性別、障がいの有無、技術、興味、目的に応じて、スポーツに親しむことができるスポーツ環境の充実が求められています。

「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツに取り組むことができる環境を整えるため、必要なスポーツ施設の計画的な改修等や学校施設の有効活用を推進しなければなりません。

また、スポーツ推進委員や体育協会との協力体制により、町民がスポーツを行う機会を提供し、スポーツの日常化につなげていく必要があります。

近年、子どもたちの体力低下が問題となっています。スポーツ少年団の活動を充実するとともに、少年団に所属しない子どもたちがスポーツに親しめる環境づくりが必要です。また特に家にこもりがちになる冬季における子どもたちの体力向上のためには、地域特性を活かした冬季スポーツの環境整備も重要です。

施 策

「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりを進めます。

- ① 体育協会など社会体育関係団体との協力・支援
- ② スポーツ施設の計画的改修等
- ③ 必要に応じた学校スポーツ施設の開放
- ④ スポーツ少年団活動の支援、指導者の育成・資質向上
- ⑤ 子どもたちが気軽にスポーツに親しむ機会の提供
- ⑥ 冬季スポーツの環境整備・普及振興
- ⑦ 人生各期に応じたスポーツ機会の提供（総合型スポーツクラブ設立の検討）

(8) 芸術・文化

潤いのある生活のための 文化活動の充実

現 状

池田町文化協会は、伝統文化をはじめ様々な分野で各单位団体が地道な文化活動を展開してきており、池田町文化祭の実施や町民文芸誌の発行といった文化活動の発表の場も、文化協会が中心となり町民に提供してきました。正に池田町の文化を中心的に担ってきた文化協会ですが、構成員の高齢化・固定化と単位団体の減少が進んでいます。

町の文化振興の中心的施設である田園ホールは、平成21年7月より指定管理に移行しました。池田町芸術文化事業協会が実施してきた同ホールにおける各種芸術文化公演も、平成24年度から指定管理者が中心となって実施しています。

町立図書館は、平成24年10月に現在地の総合体育館南側の建物内に移転し、さらに平成25年4月から指定管理者による管理運営に移行しました。以前よりも蔵書数が増加し、施設設備や運営内容も充実したことから、利用者数や利用冊数も増加しています。また、ブックスタートや読み聞かせなどの事業も、以前より充実しています。

課 題

価値観の多様化やライフスタイルの変化などにより、団体による主体的な文化活動は縮小傾向にあり、文化協会構成員の固定化・高齢化が顕著になっています。しかしながら、文化協会は文化祭の実施など町における文化活動の中心的担い手であることから、町として引き続き文化協会への支援を行いながら、文化を振興していく必要があります。

また、田園ホールは建設から25年を経過し、施設・設備に老朽化が見られます。施設を長期にわたり維持していくために計画的な改修等が必要です。また、指定管理者が実施している各種文化講座や芸術文化公演については、今後もその充実を図っていく必要があります。

同じく指定管理者が管理運営を行っている図書館においても、読書活動推進に関する事業の更なる充実を図ることが必要です。

施 策

町民一人ひとりが心豊かに充実した生活をおくるため、芸術・文化活動を推進しなければなりません。

- ① 文化団体活動への支援・援助
- ② 芸術・文化事業の充実
- ③ 田園ホール施設・設備の計画的改修
- ④ 文化活動や学習活動の場の拡充
- ⑤ 郷土芸能の保存継承活動の支援
- ⑥ 図書館利用の促進と読書活動の推進

(9) 郷土歴史教育

郷土の歴史や文化を理解し 尊重する豊かな郷土愛を培う

現 状

本町は、明治32年「洞寒外13ヵ村戸長役場」が利別太（現在の利別地区）に設置され、その後、今日までの110有余年、町の発展に熱い思いを寄せる先人の苦勞に支えられ、産業、経済、教育、行政の発展がもたらされました。

多くの町民の協力を得て収集された開拓当初からの生活文化に関する資料は2千点に及びます。これらの郷土資料は、歴史や現状を知り、将来を考える上で有効な資料であり、町民の共有財産、知的資源です。

これまで旧近牛小学校及び旧様舞小学校を郷土資料庫として各種の郷土資料を保管・公開してきましたが、平成25年度に旧高島中学校にこれを移転し、資料の整理・収蔵・展示の作業を進めています。

課 題

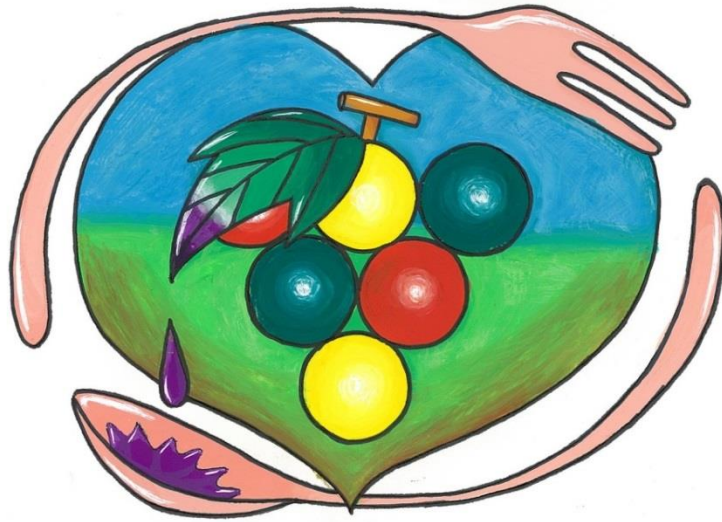
現在整備中の旧高島中学校を活用した郷土資料庫は、今後、公開・普及・教育連携機能を備えた郷土資料館として整備を行い、一般に公開するとともに、学校教育などにおける郷土学習で活用することで、故郷への新たな思いを養い、池田町への愛着と誇りを育む契機・機会とすることが重要です。

今後も、ワイン事業や旧国鉄時代の資料など、郷土に根ざした資料を長期的な展望に立って収集・保存することが大切です。

施 策

郷土資料館を整備し、郷土資料を適切に整理・保存・展示し、次世代に伝え継承します。

- ① 新たな郷土資料館の整備・開館
- ② 郷土資料の各種学習への活用
- ③ 郷土資料の収集保存・整理
- ④ 資料内容に関する情報の収集・提供



「池田町新学校給食センター」ロゴマーク

(平成27年度制定)

マークの中心にあるのは池田町を象徴するブドウです。そのブドウを三大栄養素（炭水化物・タンパク質・脂質）の色であらわし、給食の栄養バランスが良い事を表現しました。更に、生産者や給食センターの方々の愛情をハートの形に表しそのハートの中のは雄大な池田町の青空と広い大地を色彩で表現しました。給食だけではなく「愛情」「感謝」の「心」をとりいれたロゴマークになっています。

第4次池田町教育基本計画

平成28年度～平成32年度
(2016～2020)

2016年2月発行

編集・発行

池田町教育委員会

〒083-0021 北海道中川郡池田町字西1条7丁目

TEL 015-572-5222

FAX 015-572-5900

Mail kyouiku@town.hokkaido-ikeda.lg.jp

URL <http://www.town.hokkaido-ikeda.lg.jp>